



第6回尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会会議録

会 長	事務局長	室 長	事 務 局

会議場所	尾三消防本部庁舎3階 講堂		
会議日時	平成29年10月20日(金) 午後2時00分から午後3時30分まで		
出席者数	12名		
出席者	会 長	みよし市長	小野田賢治
	副会長	豊明市長	小浮正典
	副会長	長久手市長	吉田一平
	会長補佐	日進市長	萩野幸三
	会長補佐	東郷町長	川瀬雅喜
	委 員	みよし市議会議長	塚本克彦
	委 員	日進市議会議長	小野田利信
	委 員	東郷町議会議長	井俣憲治
	委 員	豊明市議会議長	月岡修一
	委 員	長久手市議会議長	加藤和男
	委 員	尾三消防組合議会議長	山内勝利
	参 与	愛知県防災局消防保安課長	勝股卓生
欠席者	なし		
構成市町で同席した者の職・氏名	みよし市総務部長	原田清明	
	みよし市政策推進部参事	佐藤正美	(愛知県から派遣)
	みよし市総務部防災安全課長	山田浩昭	
	日進市総務部長	須崎賢司	
	日進市企画部長	金山敏和	(愛知県から派遣)

	東郷町参事	粕谷良伸	(愛知県から派遣)
	東郷町総務部長	野々山睦憲	
	東郷町総務部安全安心課長	磯村達己	
	豊明市消防長	土屋正典	
	豊明市消防本部消防総務課長	稲垣 聡	
	長久手市参事	平野泰久	(愛知県から派遣)
	長久手市消防長	吉田弘美	
	長久手市消防次長	加藤龍寿	
	長久手市消防本部総務課長	出口史朗	
尾三消防本部 で出席した者 の職・氏名	消 防 長	安藤吉伸	
	次 長	石川敦司	
	次 長	近藤信之	
	次 長	小塚法人	
	総務課専門監	村瀬昭二	
事務局で出席 した者の職・ 氏名	尾三消防本部参事	光岡秀次	(事務局長)
	総務課消防広域化推進室室長	酒井雄二	
	総務課消防広域化推進室	高村篤志	
	総務課消防広域化推進室	和藤 健	(豊明市派遣)
	総務課消防広域化推進室	久保田直也	(長久手市派遣)
会 議 録 署名委員	長久手市議会議長	加藤和男	
	尾三消防組合議会議長	山内勝利	
傍聴人	3名		

会議に付した協議事項及び結果

協議事項	内 容	結 果
協議第 27 号	「組合・消防本部の名称」について	原 案 可 決
協議第 28 号	「消防本部・消防署の組織」について	原 案 可 決
協議第 29 号	「署所配置」について	原 案 可 決
協議第 30 号	「消防署所の管轄区域」について	原 案 可 決
協議第 31 号	「職員定数」について	原 案 可 決
協議第 32 号	「職員配置」について	原 案 可 決
協議第 33 号	「給料」について	原 案 可 決
協議第 34 号	「諸手当」について	原 案 可 決
協議第 35 号	「職名及び階級」について	原 案 可 決
協議第 36 号	「消防力整備計画」について	原 案 可 決
協議第 37 号	「経費の負担方法」について	原 案 可 決
協議第 38 号	「財産の取扱い」について	原 案 可 決
協議第 39 号	「消防協力団体との連携」について	原 案 可 決
協議第 40 号	「補助金・交付金等」について	原 案 可 決
協議第 41 号	「広域消防運営計画（案）」について	原 案 可 決

会議に付した事項

尾三消防組合規約（案）について

各構成市町の12月議会に上程することとされた。

会議に付した報告事項

報告事項

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会第2回合同専門部会検討調整結果について

全項目承認

午後 2 時 0 2 分 開会

【みよし市長】

本日は、大変お忙しい中、第 6 回尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会にお集まりいただき、ありがとうございます。

さて、消防の広域化につきましては、大変厳しいスケジュールの中、協議を進めていただき、ご苦勞をおかけしておりますが、皆様のご協力のもと、本日ここに、残りの協議事項 14 件を提案していただきました。さらには、広域消防運営計画(案)及び、新消防組合規約(案)も提出されていますので、活発な議論をしていただくとともに、円滑な議事の進行にご協力をお願いし、会議時間も限られておりますので、簡単ではありますが、冒頭のあいさつとさせていただきます。

午後 2 時 0 3 分 開議

【事務局】

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会規約第 8 条第 2 項の規定により、会長を議長といたします。それでは議長、議事の進行をお願いいたします。

【議長】

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会会議運営規程第 4 条第 2 項の規定により、議長から会議録署名委員を指名いたします。

長久手市議会議長 加藤和男委員、尾三消防組合議会議長 山内勝利委員、以上お二人を本会議の会議録署名委員に指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、進めさせていただきます。

協議第 27 号「組合・消防本部」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

本日の事務局説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

協議第 27 号「組合・消防本部の名称」について説明いたします。資料 No. 1 をご覧ください。

検討調整結果につきましては、広域化時は、現在の尾三消防組合・尾三消防本部を継承し、組合の名称については、広域化後に新たな組織で検討する。と検討調整されました。

以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【尾三消防組合議長】

以後の関連事項もあるので、確認させていただきます。広域化とあっても合併が基本だと思います。その観点からすると合併するのに、名前の決定が後に回される事は、積極的な賛成ができないが、どうお考えか。

【事務局】

組合の名称については、広域化後の新たな組織で検討するとさせていただいています。後で、消防本部・消防組織のところで説明させていただきますが、広域化後は、組合に消防本部と並立した組織として、新たに事務局を置くこととしています。組合の組織が大幅に変わることから、組合の名称については、広域化後の組合議会を交えながら、新たな組織で検討するとしていますので、お願いします。

【議長】

よろしいですか。

それでは、「組合・消防本部の名称」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、「組合・消防本部の名称」については、原案のとおり決定しました。

続きまして、協議第28号「消防本部・消防署の組織」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第28号「消防本部・消防署の組織」について説明いたします。

検討調整結果につきましては、消防組合に組合事務局及び消防本部を置く。

組合事務局は、管理者直轄の上、消防本部と並立した組織とし、組合事務局に総務課を置く。

消防本部は、1本部、5消防署、3出張所とし、消防本部に消防課、予防課、指令課及び特別消防隊を置き、日進消防署、みよし消防署及び豊明消防署に警防課、予防課及び出張所を、東郷消防署及び長久手消防署に、警防課及び予防課を置く。

消防組合の運営に関する統制機能を十分に果たすため、構成市町の首長で構成する「協議会」を新たに設置する。この協議会では、消防力整備計画、職員定数、人事及び大規模予算等の協議を行うこととする。

なお、「協議会」の協議事項について検討調整を行うため、構成市町の担当部局の部課長で組織する「担当部課長会議」を設置する。と検討調整されました。

以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、「消防本部・消防署の組織」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、「消防本部・消防署の組織」については、原案のとおり決定しました。

続きまして、協議第29号「署所配置」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第29号「署所配置」について、説明いたします。

検討調整結果につきましては、広域化時の消防署所の配置は、「消防力適正配置等調査」の結果、現在の配置が概ね良好な位置とされていることから、現状の位置を維持するものとする。

なお、将来において、各市町の人口推移、社会情勢に著しい変化が生じた場合は、消防需要の変化に十分配慮して署所の配置を検討する。と検討調整されました。

以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。このことについて、ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、「署所配置」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、「署所配置」につきましても、原案のとおり決定しました。

続きまして、協議第30号「消防署所の管轄区域」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第30号「消防署所の管轄区域」について説明いたします。

検討調整結果につきましては、広域化時の消防署所の位置を基本に、それぞれ所在する市町の行政区域を管轄区域とする。

出動区域は、出動区分別に、市町境界に関係なく災害地点に最も近い署所からの出動を原則に指定することとする。また、愛知県下高速道路における消防相互応援協定に定める高速道路区間についても同様とする。と検討調整されました。

以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

＜意見なし。＞

【議長】

それでは、「消防署所の管轄区域」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

＜全員挙手＞

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、「消防署所の管轄区域」につきましても、原案のとおり決定しました。

続きまして、協議第31号「職員定数」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第31号「職員定数」について説明いたします。

検討調整結果につきましては、平成29年4月1日現在の尾三消防組合、豊明市及び長久手市の消防職員の条例定数の和（352人）をもって広域化時の消防職員定数とする。

なお、広域化後に定員適正化計画を策定し、適正な実配置人員を決定していく。と検討調整されました。

現尾三消防組合の条例定数は210人、豊明市の消防職員の条例定数は75人、長久手市の消防職員の条例定数は67人となっています。

以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【みよし市議会議長】

広域化時は、各消防本部の数となっています。広域化の大きな目的の1つに人員削減もあると思います。広域化後に適正化計画を策定するとあるが、どのような考え方で、いつを目途に計画を発表するか、予定をお願いします。

【事務局】

後に出てきます、消防力整備計画の中に、定員管理という事項があります。この消防力整備計画は、広域化後、平成30年度早々に手がけまして、30年度中に作成することになっていきますので、正式な定員計画に関しては30年度中には策定されることとなります。

【議長】

よろしいですか。

それでは、「職員定数」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、「職員定数」につきましても、原案のとおり決定しました。

続きまして、協議第32号「職員配置」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第32号「職員配置」について説明いたします。

検討調整結果につきましては、事務部門の統合により効率化された人員を警防部門及び予防部門へ配置することにより、現在の消防体制と比較して消防力が向上するよう充実強化を図るものとする。

なお、新組織における当面の職員配置計画は、広域化前に策定する。と検討調整されました。

広域化前の各消防本部職員数の合計は340名で、広域化時につきましては、職員数334名を予定しており、消防広域化の効率化により、6名の減となります。

以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、「職員配置」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございます。これによりまして、「職員配置」につきましましては、原案のとおり決定しました。

続きまして、協議第33号「給料」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第33号「給料」について説明いたします。

検討調整結果につきましては、使用する給料表は、行政職給料表（一）とし、8級制とする。広域化時の給料は、職責に応じた級に格付けの上、広域化直前に支給されていた各職員の給料月額を基礎として、不利益が生じないよう号給を決定する。決定にあたっては、基礎となる額の「同額又は直近上位」に格付けることを原則とし、平等取扱いの観点から調整が必要な場合は個別に対応する。

なお、豊明市消防職員の給料調整額については、5年間の経過措置を設ける。経過措置は、平成30年3月31日時点の給料額（調整給を含む。）を現給保障額として取り扱うものとし、その費用は、豊明市が負担する。と検討調整されました。

豊明市は消防職員のみ、給料調整額としまして、本給に一万円が加算されて支給されています。この給料調整額は、手当ではなく、本給の加算となりますので、経過措置としまして、5年間の現給保障をするものです。

以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございます。ご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、「給料」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、「給料」につきましては、原案のとおり決定しました。

続きまして、協議第34号「諸手当等」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第34号「諸手当等」について説明いたします。

検討調整結果につきましては、広域化後は、それぞれの消防本部の職員が同じ職場で同じ職務に従事するため、広域化後の諸手当は同一の支給額とする。

決定に当たっては、国の基準及び現在の尾三消防組合の制度に基づき決定する。と検討調整されました。

以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、「諸手当等」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、「諸手当等」につきましては、原案のとおり決定しました。

次に、協議第35号「職名及び階級」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第35号「職名及び階級」について説明いたします。

検討調整結果につきましては、豊明市及び長久手市の職員にあつては、新たに消防組合に任用されることとなるので、前歴を考慮し、現尾三消防組合の職制に合わせて、然るべき職名及び階級を付与する。

ただし、他の職員との均衡上、特に調整の必要があると認められる場合は、個別に対応するものとする。

なお、広域化時の職名及び階級については、原則として広域化前の職名及び階級を保障するものとする。と検討調整されました。

豊明市は、課長補佐で管理職となり管理職手当が支給されておりますが、尾三消防本部及び長久手市につきましては、管理職ではなく、相違がありますので、職名につきまして個別に対応する必要があると考えます。

以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、「職名及び階級」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、「職名及び階級」につきましては、原案のとおり決定しました。

次に、協議第36号「消防力整備計画」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第36号「消防力整備計画」について説明いたします。

検討調整結果につきましては、広域化後の施設の改築及び改修並びに消防車両、資機材の配備及び更新については、今後の人口推計や都市化の進捗など社会情勢の変化を見据えながら、消防力の強化とスケールメリットを目的とした消防力整備計画を広域化後早期に策定する。

なお、新組織における当面の消防車両等の整備計画については、広域化前に策定する。と検討調整されました。

消防力整備計画とは、庁舎等の整備方針、職員の定員管理、消防車両等の更新計画、職員研修等の基本方針が示された長期の総合計画となります。

現在策定されています、第7次の尾三消防組合消防力整備計画は、平成21年度から平成30年度までとなっており、広域化後の平成30年度に、第8次消防力整備計画を策定するものです。

以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、「消防力整備計画」について、ご承認していただける方の、挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、「消防力整備計画」につきましては、原案のとおり決定しました。

次に、協議第37号「経費の負担方法」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第37号「経費の負担方法」について説明いたします。

検討調整結果につきましては、経費の負担方法については、広域化後3年間は、各消防本部の常備消防に係る公債費を除く経常経費の平成28年度決算額の比率を基に各構成市町が負担することとし、経費の著しい増額を抑制する。

広域化後4年目以降は、指標による按分に変更することとし、按分する指標については、均等割・面積割・直近3年間の救急件数割・消防費に係る基準財政需要額割の4つを用いることとする。

ただし、各指標の比率については、広域化後に各市町の情勢等を踏まえ協議のうえ決定する。

なお、各比率によって負担することが不適当な経費が生じた場合は、協議のうえ負担方法を決定する。

と検討調整されました。

現在の尾三消防組合の経費の負担につきましては、均等割、人口割、面積割の3つの項目となっています。

以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、「経費の負担方法」について、ご承認していただける方の、挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、「経費の負担方法」につきましては、原案のとおり決定しました。

次に、協議第38号「財産の取扱い」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第38号「財産の取扱い」について説明いたします。

検討調整結果につきましては、豊明市及び長久手市の常備消防に関する消防施設、消防車両、資機材等については、新組織に無償譲渡することを基本とし、消防用地については、各市の所有とし新組織に無償貸与する。

ただし、無償譲渡とした財産に関する大規模な修繕等、通常の維持管理の範囲を超える取扱いについては、その都度、協議する。と検討調整されました。

以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【尾三消防組合議会議長】

特に財産について質問させていただきます。広域化と言っても合併統合です。事後に財産評価をするのではなくて、しっかりとした段階で、今の時点で、無償譲渡となっても、きちっとした評価をして、その評価が問題ないかどうかをしっかりとしておくべきではないか。後で問題があったから、こうだという条件をつけても、後の人が大変な事になるだけで、資産評価は広域化前にしっかりとさせていただきたいと思うが、どうか。

【事務局】

現尾三消防組合の庁舎、豊明市及び長久手市から無償譲渡される庁舎は、広域化後の平成30年度に策定します「公共施設等総合管理計画」に基づき管理をします。

なお、このただし書きについては、突発的に発生した庁舎等の大規模な修繕等について、その都度協議をしていくこととするものです。

【議長】

よろしいですか。

【尾三消防組合議会議長】

わからないことはないが、無償という格好になっているが、広域化する以上、資産は明確にしておく必要があると思います。ぜひ広域後ではなく、まだ期間があるので、資産評価をしていただければ幸いです。意見として言っておきます。

【議長】

他によろしいですか。

それでは、「財産の取扱い」について、ご承認していただける方の、挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございます。これによりまして、「財産の取扱い」につきましましては、原案のとおり決定しました。

次に、協議第39号「消防協力団体との連携」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第39号「消防協力団体との連携」について説明いたします。

検討調整結果につきましては、消防協力団体との連携については、次のとおりとする。

1 危険物安全協会

現在の各団体の事業を継続することとし、広域化後の各危険物安全協会に係る事務は、尾三危険物安全協会は消防本部予防課、豊明市危険物安全協会は豊明消防署予防課、長久手市危険物安全協会は長久手消防署予防課が所管する。

2 女性防火団体等

現在の豊明市女性防火クラブ、長久手市女性消防クラブ及び長久手市キッズ消防団の事務は、各市役所担当部局に移管する。ただし、各団体の行事等で消防機関の協力が必要な場合は、全面的に支援する。

3 少年消防クラブ

各構成市町の少年消防クラブの事務は、広域化後の消防本部予防課が所管し、事業費については新組織において予算化する。

4 救急関係団体

現在の各消防本部が所管している救急関係団体（応急手当普及ボランティア）の事務は、新組織の消防本部消防課が所管する。

なお、東名古屋地区救急業務連絡協議会については、広域化と同時に解散するが、医療機関との連携は継続する。

と検討調整されました。

以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、「消防協力団体との連携」について、ご承認していただける方の、挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、「消防協力団体との連携」につきましても、原案のとおり決定しました。

次に、協議第40号「補助金・交付金等」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第40号「補助金・交付金等」について説明いたします。

検討調整結果につきましては、広域化前の各消防本部で所管する補助金及び交付金のうち、新組織が所管する、各危険物安全協会については、広域化前の金額をもって新組織が引き継ぐこととし、所管しない、女性防火団体については、各構成市町の担当部局が対応するものとする。

なお、補助金及び交付金は、その効果や社会情勢を踏まえ、毎年見直しを行うものとする。と検討調整されました。

以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、「補助金・交付金等」について、ご承認していただける方の、挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございます。これによりまして、「補助金・交付金等」につきましては、原案のとおり決定しました。

最後に、協議第41号「広域消防運営計画（案）」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

資料No.2の「広域消防運営計画（案）」をご覧ください。

この計画については、消防組織法第34条第1項に規定する広域消防運営計画の策定になります。

基本的に4章立ての構成になります。

1ページをご覧ください。第1章が現況です。構成市町の概要。2ページに構成消防本部の概要となります。5ページに第2章です。検討の背景、4市1町の消防の現状として、人口の推移と高齢化、6ページに消防活動内容、8ページに消防経費の状況、検討の背景となります。

次に10ページから第3章。消防広域化の効果となります。こちらは、先に実施しました、「消防力適正配置等調査」の結果をとりまとめたものになります。

25ページに移っていただきまして、第4章となります。広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項としまして、協議会において協議、決定をしていただきました40項目の内容が全て網羅されているものです。

最後に45、46ページが消防広域化の検討体制と経過になります。一番最後の46ページに広域消防運営計画策定に係る協議経過としまして、これまでの会議の開催状況を記載しています。本日の協議会も含まれております。協議会が6回、幹事会が7回、専門部会が14回、分科会が24回開催し、この1冊にまとめ上げたものとなります。

以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、「広域消防運営計画（案）」について、ご承認していただける方の、挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、「広域消防運営計画（案）」につきましては、原案のとおり決定しました。
次に、新消防組合理約（案）について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

資料No.3「新消防組合理約（案）」につきまして説明いたします。

変更になった部分を説明させていただきます。

まず第2条、豊明市と長久手市が新たに加わっているものです。

続いて第6条になります。従前は、「組合議員の任期は、組合市町の議会の議員の任期による。」とあるが、「2年とする。」とさせていただきます。

第7条、副管理者を2名から4名としています。

第11条第2項に、経費の負担方法で説明をしまして、広域化後の4年目以降の基準を規定しています。

附則の経過措置で、平成30年度から平成32年度までの負担の割合を記載させていただきました。

なお、この規約については、各市町の12月議会に上程をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【長久手市議会議長】

確認ですが、規約で、組合議会の議員が15名で、各市町3名が選出されるわけですが、平成30年4月1日から運営が始まるわけです。長久手市としては、毎年議員の改選が5月にある。4月1日に議員が選出されていた方がいいのかどうか、確認をしたい。これは豊明市も同じだと思う。

【事務局】

基本的には、豊明市、長久手市、歩調を合わせていただくのが理想だと思います。

事務局として考えているのは、3月の議会で議員選出をしていただきたい。

規約の成立が4月1日になるので、議員の任期は4月1日からとなります。できましたら、3月議会で選出をお願いします。

【議長】

よろしいですか。

【長久手市議会議長】

欠員という形ではなくて、4月1日から議員があった方がいいということですね。5月では遅いということですね。

あと、尾三消防組合議員さんも人数が減るわけですね。4人が3人になる。それも同じだと思うが、それも4月1日に議員を整理するという形でいいでしょうか。

【事務局】

議員の条項については、各市町の都合や慣例等があると思います。

基本的には、各市町にお任せをしたい。ただ、遅くとも5月の臨時議会でご派遣をいただける議員が指名いただけると思いますので、そこまでには決定いただければと思います。

組合議会については、それを受けた段階で臨時議会を開催させていただきます。

【議長】

よろしいですか。何かありましたらご発言ください。

【東郷町議会議長】

今の回答ですと、組合の臨時議会まで、豊明市、長久手市の議員がいない状況で、突発な事案で、臨時会を開かねばいけない時にどう対応するかは大きな問題になりうる点と、組合議員の任期を2年と区切っていますが、5市町は、統一地方選挙で

議員が選出されるので最初の2年は問題がないと思いますが、2年経った時の人事については、各市町の臨時会で選出します。現状の3市町では、東郷町が最も早く、日進市が一番遅いので、2年の終期と始期をしっかりとっておかないと、重複した議員がいたり、選出議員がない状況があったりするので、規約に2年を明文化するのがいいのか、または、今のままで、5市町の申し合わせ事項とするのかを事務局において明確にさせていただきたいと思いますがいかがですか。

【事務局】

来年当初、スタートした時点で、議員がいらないがいいのかというご質問が1点。これは先ほど申した通り、基本的には3月で選出していただくのが適当だと思いますが、各市町のご都合もありますので、その辺のところは、各市町で対応をお願いしたい。ただ、臨時議会までには選出をお願いしたいと思います。

また、2年の任期の取扱いについては、広域化後の新しい議会の議会運営委員会、議会事務局の中でより良い方法を調整させていただきますのでお願いいたします。

【議長】

よろしいですか。

【東郷町議会議長】

このまま承認されると、各市町、12月議会で上程されると思います。そこで担当部局からしっかりとした答弁が受けられないと、今日の出席者は消防の議会運営委員会で適切な判断をすればいいが、各議会においては、担当の部長、課長がしっかりとした答弁ができないといけないので、12月議会までにしっかりとした説明資料を作っていただけるようお願いをします。

【議長】

よろしいですか。

【みよし市議会議長】

第11条の経費の負担方法で、協議第37号で記載されているが、言葉尻を取るようだが、3行目の「各市町が負担することとし、経費の著しい増額を抑制する。」とある。私の見解では、各市町の経費が増えることは、広域化の原則に反すると思う。人件費の一部で、豊明市が負担するとあるが、この表現をされている中で、今までは明確にパーセンテージが出ていた。市町均等割は、何パーセントですか。面積は変わらないですよ。これまで数字が示されていた部分が、文言だけが変わっ

ているので、議会に持ち帰った時に、均等割りは何パーセントですかと質問が出てくるので、説明をお願いします。

【事務局】

4つの項目はここで決定をさせていただいています。附則に記載していますとおり、「平成30年度から平成32年度までの組合市町の分担金の額は、改正後の尾三消防組規約第11条第2項の規定にかかわらず、平成28年度の組合市町のそれぞれの常備消防費の決算額(公債費を除く経常経費)の割合で算出した額とする。」とさせていただいていますので、これから3年間をかけて、4つの項目の割合を決めていくという形になります。

【みよし市議会議長】

経費負担が安くなるのではと期待をしていますが、シミュレーションで結構なので、具体的に数字が出れば示して欲しい。それが合併の一番のメインだと思う。可能ですか。

【事務局】

総額が明確でない限り、シミュレーションは非常に難しい状況になります。あくまでもこのような割合にした場合は、相対的にはこれぐらいの割合ですとは示すことができるが、額については、お示しすることは難しいです。

【みよし市議会議長】

難しいとなれば、仕方ないですが、最終的にはきちっと数字で示していただかないと、判断はつきにくいということを議会としては望みます。できる限りのデータを出して欲しいと思います。

【議長】

よろしいですか。
先ほど事務局から説明がありましたとおり、各市町につきましては、12月議会へ規約を上程していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【日進市長】

今の議長の発言の前に、12月議会に議案を出す事の説明がしっかりできる状況を早く作らないと、この話は進まない。今出てきた話を、事務局も市町の総務当局もしっかり理解をして、合併して未来の消防政策を進めることが、どの地域もメリ

ットがありますという説明がないといけない。合併した後にやることと、合併する前にやることを、きっちり整理して議会に話をしないと、どの議会も承認をしていただけない。これは事務的な手続きの問題なので、しっかり整理をすればできる。これを詰めることが作業だと思う。急ぐのではなく中身をいかに充実させるかが大事。期日に合わせて、とって貼つけるように片づける問題ではない。お互いに確認をする必要がある。行政の首長も議会に説明をしないとけない。議会が納得しない限り、合併はない。我々が合併をすることの結果が、見通しとしてこうなりますと議会へ説明して納得してもらわないと合併はない。事務局も、行政の総務当局も、お互いにきっちり相談して、5市町がスクラムを組んで話をしないとけない。この中身が一つに詰まるから、具体策が出てくる。これが合理化につながる。合理化といっても、人を減らす訳ではない。効率的な消防計画が立案できるということ。人も兼用できる。設備も場合によっては兼用できる。これが明確に示されないといけない。今あるものをすぐに壊す訳にはいかないから、消防車は残る。定員も急に変わる訳にはいかないから、定員総体は決めてあるが、実働がどうなるかは別の話。期日に合わせるために努力をすればいい。今度11月1日にも、うちの作業部会があります。どんどん詰めていますので、議員の皆様にはちゃんと説明をしますので、よろしくお願いします。

【議長】

今出た、みんなの意見を取りまとめて、今日ここでしっかり説明できる内容を再度呈示し、了承していただいて、12月議会に上程していただくと考えると、今から少し時間をとった方がいいと考えるが、事務局どうでしょう。

【東郷町議会議長】

12月議会でききなり議案書をもらい、このような着地点かとなると心配です。しっかりとした説明資料が出来次第、組合議長を含めて6議長に説明の場を作っていただきたい。

【議長】

委員から意見をいただき、その後、事務局にまとめさせます。
他の意見はよろしいでしょうか。

【豊明市長】

議員任期について、長久手市と豊明市で歩調を合わせる必要はあるが、臨時会の心配があるのであれば、3月議会でとりあえず選出させていただいて、4月1日を

迎える。5月にそれぞれの議会で、それぞれの一部事務組合に選出される議員を選び、そこで再度調整して、違う議員がなった場合は、一旦辞任していただき、新たな議員を尾三消防組合の議員になっていただければいいと思う。

【みよし市議会議長】

この件は日進、みよし、東郷の3市町議長と話をしています。長久手と豊明の議長を入れて、議長同士で調整をさせていただきます。

この協議事項に対して反対することはありませんが、この中身が具体的に示されないから、議会等で質問された時に、きちっと当局が答えられますか。その答弁が私が思った答弁と違うと、中身をしっかりと理解してないのに承認をしたのかとなってしまう。立場として、議会を進めていく自信がない。きちっと中身で重要な点を明確にして説明できるような資料を、12月議会でいきなり出されて議決して下さいというのは、ちょっと時間的に厳しいと思いますので、事務局の更なる努力をお願いします。

【議長】

全体として、中身については認めていただけるが、説明に対しては不足しているということですね。

【日進市長】

首長も説明が不足している。要は、この会議をもう一回開くかどうかということ。議会にかける内容を、正確なものをまとめないといけない。そのまとめたものを、議会とどうするか、この会議でどうするかというのが問題となる。

【豊明市長】

議会に懸ける案件は、基本的にはこの規約になる。この規約の範囲の中で、疑義があれば、日進市長が言われるとおり会議を開く必要があるが、この範囲でいいのであればこれでいい。

【日進市長】

議会に規約を出すということは、合併をするということ。合併をすると、こうなるという説明をしないと、この議論が議会の中で止まってしまう。我々の責任となる。日進市はそういう風でないと、上程できない。

【みよし市議会議長】

豊明市長の発言は、議会に対しておかしい。規約だけを議論するわけではない。広域化するかしらないかを前提に、この規約を認めるかどうかということ。一番肝心なところは、第2条です。広域化がいいのかどうかです。そこが大原則であるから、広域化する原則の中で、きちっと議員に説明できる資料を出さないといけない。

【豊明市長】

おっしゃるとおりです。どこの部分を焦点に協議が足りていないのか。説明が足りていないのか。

【みよし市議会議長】

広域化に向けての検討をしていること以外は、議会は知らない。事前に説明がありませんから。

【豊明市長】

どういった部分が、規約以外の部分で説明が足りないのですか。

【日進市長】

それはみよしの話。協議会でこれでいいなら、それでいい。だが、私も日進市の議会に戻れば議会に説明をしなければならない。私も今の資料では議会に対しての説明資料としては不足だと思うから、しっかり事務局に意見を聞いて、自分自身が納得して議会に対応をしたいと思っている。今日の資料に対して、反対するとか賛成するとかを言っているのではない。議会に戻り説明するのに、必要な資料の話だと思う。みよし市議会が承認するかどうかは、小野田市長が出されたものに納得するかどうかには帰属していく。5市町が同じように議会に理解を求めて納得してもらわないといけない。どこか1つでも納得してもらえなければ、合併はできない。そういうところの内部的な調整をやる必要がある。この会議をどうこうというわけではない。私としても、このままでは不足だと思う。

【東郷町議会議長】

各市町で12月議会の日程が違うと思う。どの議会が所管委員会、議案質疑で上がってくるかはわからないが、答弁の統一をしていただかないと困る。最初に答弁をした議会と、最後に答弁をした議会で答弁が違うのも困るし、またその間で、発展的な答弁に変わっても困る。その辺の摺合せも会長をはじめ、首長達で統一をしてもらいたい。そうした中で事務局の方で、想定される問答集が必要となると思う。

先程の協議第29号や36号に関して、署所の配置、消防力整備、人口推移、都市化、社会情勢とありますが、こういったものは例えば都計審に消防が入れば済むのではないかと思います。そのような質問があった時に、消防は首長がいるから大丈夫ではなく、例えば、縦で言う所の建設部局や総務部局で分かれていますので、そういう対応をしますというような、想定問答集を事務方で用意しておいて、その想定問答集を首長がしっかり指導いただき、議会が円滑に回るという仕組みを12月議会までに作っていただき、もう一度このような機会を作っていただいた方がいいと思う。

【議長】

もう一度、協議会のような機会を設けた方がいいということですか。

【東郷町議会議長】

全体ではなくてもいいです。

【議長】

事務局が多くの課題をいただいていますので、意見をまとめさせていただいて、回答をする時間をいただきたいと思います。

他にはどうですか。

まとまりませんので、休憩をとりたいと思います。

【事務局】

議会の答弁の統一性はその通りだと思います。

現在までも、広域化に対する議案質疑、一般質問が出ると、事務局でその情報を受け取り、このような回答をしますと、発信をしていますので、各市町で情報の共有はできていると考えています。

それから12月、規約を審議いただく場です。Q&Aまでは想定はしていませんでしたが、資料は作り始めています。それも構成市町に確認をいただき、ご指摘がある点は修正をして、5市町で共有する予定です。

【東郷町議会議長】

事前通告があった場合は、それで対処できます。

東郷の場合、委員会では事前通告がありません。消防に聞いてきますとので休憩をするという委員会運営はできません。なので、想定される問答集の作成について、6議長はいつでも協力できると思います。そういう形で情報の共有はさせていただ

きますので、ぜひやっていただきたいと思います。

【日進市長】

だから仰々しい会議の名前でやらなくても、首長も議会に説明できる内容の資料を事務局と共同で作上げて、それで議会に開示していく。そういう資料をお互いに作らないといけない。それは、誰に対しても公表するから、作った時点で決定するとかしないとかではなく、この首長と管理者と議長の会議をして、その資料で議会対策をして、その中身は資料のとおりですと言えば、これに対する質疑はもう調整しなくても、答えは1つになる。そういう機会さえ設ければいい。できたら非公式でもいいから、管理者会議を議長に開いてもらえばいいし、メンバーで議論すればいい。何かを決めるとか決めないとかではない。こういう説明資料ができました。中身はこうです。でいい。そうすれば、首長5人が議会に提出して説明をする。その前にみんなで調整会議をしましょうというだけ。今提出されたこれだけの資料で議会対策で12月議会に突入するのは無理ではないかと思う。

【議長】

一度休憩をとります。

3時20分に再開しますので、よろしくをお願いします。

<休憩 午後3時10分 から 午後3時20分>

【議長】

それでは時間が来ましたので、事務局から説明をいただきたいと思います。

【事務局】

いろいろご指導をいただき、ありがとうございました。事務局としての考え方としまして、議会への提案説明としては、資料を作り始めています。さらに詳しい説明を付け加える形で、5市町と一緒に作り上げたいと思います。その中で、各構成市町により、このような質問が出るだろうと想定して、その対策を進めていきたいと思いますのでお願いします。

【議長】

今、説明がありましたけどどうでしょう。よろしいですか。

【日進市長】

まとまったらどうするのか。

【事務局】

まとめましたら、皆様に確認、了解をいただいたのちに調整会議の開催ということをお願いします。

【日進市長】

日程は改めて調整するということですね。

【議長】

よろしいでしょうか。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

進めさせていただくということで、よろしくをお願いします。

つぎに、報告事項 第2回合同専門部会検討調整結果について 事務局説明をお願いします。

【事務局】

第2回合同専門部会検討調整結果について説明いたします。資料No.4をご覧ください。各項目概要のみ説明いたします。

項目番号7「消防職員委員会」消防職員委員会の委員の定数は、14人とする。現状の尾三の区分に豊明消防署と長久手消防署のそれぞれ2人が追加となります。

項目番号11「予防業務の事務分掌」尾三消防本部の例を基本に統合する。

項目番号13「救助業務の事務分掌」現在の尾三消防本部の消防署所が所掌する救助業務に関する事務分掌と同様に、新組織の豊明消防署及び長久手消防署においても救助業務を所掌することとする。

項目番号14「救急業務の事務分掌」現在の尾三消防本部の救急業務に関する事務分掌を基本に統合する。

項目番号23「査察違反処理」査察違反処理の業務については、尾三消防本部の例規等に準じて実施する。

項目番号25「開発行為」開発行為については、各市町の規定によるものとする。

項目番号34「救急活動の平準化」救急活動は、現在の尾三消防本部を基本に統合することとし、広域化後に平準化を図る。

項目番号38「大規模災害・集団災害」新消防組織における大規模災害、集団災害時の対応は、現在の尾三消防本部の関係要綱に統合することとする。

項目番号40「患者搬送事業」現在の尾三消防本部が定める患者搬送事業に関する要領に統合し実施する。

項目番号41「救命士の配置」広域化時の救急救命士の配置については、現在の各消防本部の救急救命士の数を基準とする。

項目番号50「広報」広報については、新消防組合のホームページを活用するとともに、高齢者対策と火災予防を鑑み、構成市町等の広報紙及びホームページを活用し住民に幅広く情報提供を行う。

項目番号72「法律相談及び例規整備の支援」法律相談に関する支援については、現在の尾三消防組合の例により顧問弁護士による支援体制を継続する。

例規整備に関する支援については、現在の尾三消防組合の例により例規集システムの借上げ等を継続する。

項目番号74「職員の階級と職位の引継」こちらについては、協議調整事項番号25「職名と階級」と同じ調整結果となりますので、省略いたします。

項目番号79「厚生事業」現在の尾三消防組合共助会に加入する。

項目番号92「職員給与の調整」こちらについても、協議調整事項番号23「給料」と同じ調整結果となりますので、省略いたします。

項目番号94「職員手当等」職員手当（特殊勤務手当）については、出動手当200円とする。

以上で説明といたします。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

よろしいですか。

本日の協議事項、報告事項はすべて終了いたしました。

最後に、その他で何かありましたらお願いします。

【事務局】

今後の予定をお知らせします。

先ほど来からお願いをさせていただいています、規約については、事務局からの説明を交えながら了承を得た段階で、12月議会に上程をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、議決をいただけましたら、年明け早々に愛知県へ規約の変更の申請をしていきたいと思えます。事前協議も概ね整っていますので、申請後1週間程度で許可が下りると伺っていますので、よろしくお願いします。

【議長】

よろしいですか。

それでは、本日は、出席者皆様のご協力によりまして、円滑かつ貴重な討論を進めていただきました。感謝を申し上げます。提出されました協議事項につきましては、全会一致で決定いただき、まことにありがとうございました。

これによりまして、全128の協議事項すべてが決定され、広域消防運営計画につきましても承認いただきました。ただし、12月議会の説明について、説明しやすい資料作り。そして議員の皆様にご説明して納得していただける資料を準備して12月議会に臨んで行くというご指導をいただきました。こういった点について、しっかりと対応をしていただきたいと思います。

今後につきましては、平成30年4月1日の広域化のスタートに向けまして、事務等の手続きを進めていただきたいと思います。

委員の皆様におかれましては、今後も当協議会の運営に関しまして格別なる、ご理解及びご協力を賜りますことをお願いいたしまして、閉会のあいさつといたします。

【事務局】

ありがとうございました。議員の皆様方、市民の皆様方に対して説明ができるよう、説明資料等を5市町と協力して作成していきたいと思えます。そして皆様のご了承を得たのちに公表してご活用していただきたいと思います。

以上をもちまして、第6回尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会のすべてを終了といたします。本日は、まことにありがとうございました。

午後 3時30分 閉会

上記会議録が正確であることを署名する。

平成29年10月20日

会議録署名委員

加藤和男

会議録署名委員

山内勝利